

最高裁秘書第1729号

令和4年6月14日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村

慎



司法行政文書開示通知書

令和3年11月9日付け（同月11日受付、第030690号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「《令和2年度における留学実施状況等》」と題する文書（片面で1枚）
- (2) 「令和2年度中に離職した者に関する報告」と題する文書（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の(2)の文書には、個人識別情報（離職理由等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）

《令和2年度における留学実施状況等》

機関名：裁判所

実施機関	留学制度の名称	留学期間	留学開始者数(※1)																令和2年度の離職者数				(イ)留学期間終了後の在職期間が5年以上10年未満に離職した者の数	
			平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	(ア)①	(ア)②	(ア)③	死亡離職などの者の数			
人事院	行政官長期在外研究員制度	2年	5	8	10	9	8	8	9	10	8	9	8	7	9	7	0	0	0	1	1	0	0	
裁判所	判事補海外留学研究員制度	1年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
【追加欄】			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
合 計			6	9	11	10	9	9	10	11	9	10	9	8	10	8	0	0	0	1	1	0	0	

特記事項等

(注)

※1 平成18年度については、留学費用償還法施行日(平成18年6月19日)から平成19年3月31日までの留学開始者が対象。

※2 休職(公務災害・通勤災害に起因する休職、研究休職等を除く。)、停職、職員団体専従、育児休業、自己啓発等休業及び配偶者同行休業の期間は、5年の在職期間に含まない。

令和2年度中に離職した者に関する報告

府省名：裁判所